

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(三件)	(同)	一
○有害図書類の指定	(同)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	三
○保安林の指定の予定(三件)	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	四
○道路の供用開始	(道路課)	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(情報システム課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(林業振興課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(水産業振興課)	八
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
選挙管理委員会		
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		一〇
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		一〇
○政治団体の届出		一〇
○政治団体の届出事項の異動届		一一
○政治団体の解散届		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)		一一

告 示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)
- 資金管理団体の届出事項の異動届

一一
一一
一一

○宮城県告示第七百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 きらら女川

一 代表者の氏名 阿部 雄悦

二 主たる事務所の所在地 牡鹿郡女川町宮ヶ崎字川尻二十六番地の七

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害のある方が、自立した日常生活、社会活動を営むための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年六月十八日

○宮城県告示第七百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ネットワークオレンジ

一 代表者の氏名 小野寺美厚

二 主たる事務所の所在地 気仙沼市八日町一丁目四番十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、障がい児者の向上心、好奇心を育てながら、地域の中で安心して生活できる環境を作る中で障がい児者の社会参加支援、生活支援、就労支援システムを確立し、その活躍の場を地域の中に置き、活動の幅を広げることで障がい児者に対する理解を深めるとともに、地域の社会資源を有効活用し、「地域の活性化」に寄与することを目的とする。

この法人は、障がい児者の向上心、好奇心を育てながら、地域の中で安心して生活できる環境を作る中で障がい児者の社会参加支援、生活支援、就労支援システムを確立し、その活躍の場を地域の中に置き、活動の幅を広げることで障がい児者に対する理解を深めるとともに、地域の社会資源を有効活用し、「地域の活性化」に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年六月十六日
とする。

○宮城県告示第七百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東日本ゴルフフェデレーション

一 代表者の氏名 小野 定雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区木町通二丁目八番三十一号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民のニーズに沿ったスポーツや文化に関する事業を行い、青少年の健全育成やスポーツ・文化の創造を推進し、もって公益に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十二日

○宮城県告示第七百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会

一 代表者の氏名 日下 晃

二 主たる事務所の所在地 宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 定款に記載された目的 本会は、一般県民等に対して森林・林業の普及、啓蒙を行うとともに、自然環境に配慮した健全で豊かな生活の形成に社会奉仕を旨として貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十四日

○宮城県告示第七百三十六号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛Revolution 8月号	株宙出版
二	雑誌	19677・08 恋愛白書パステル 8月号	株宙出版
三	雑誌	19625・08 パステルCute	株宙出版
四	雑誌	19626・08 まんがグリム童話 8月号	株ぶんか社
五	雑誌	08305・8 無敵恋愛エスガール 8月号	株ぶんか社
六	雑誌	08577・8 実話ナツクルズ 8月号	株ぶんか社
七	雑誌	04877・8 ナツクルズSPECIAL アンタツチャブル Vol.2	株ミリオン出版
八	雑誌	04878・7 恋愛天国 8月号	株竹書房
九	雑誌	09675・8 上級恋愛ミント 8月号	株近代映画社
十	雑誌	04593・8 恋愛宣言PINKY VOL.1	株秋水社
十一	雑誌	15166・08 裏モノJAPAN 8月号	株鉄人社
十二	雑誌	01805・8 月刊エンタメ 8月号	株徳間書店
十三	雑誌	02053・08 週刊実話 ザ・タブー	株日本ジャーナル出版
十四	雑誌	20327・8/4 BUBKA 8月号	株コアマガジン
十五	雑誌	17885・08 BLACK BOX 8月号	株三英出版
十六	雑誌	17843・8 黄金のGT 8月号	株晋遊社

十七 雑 誌 悪魔の凶悪犯罪ファイル!!
51116・12
ミリオン出版株

二 指定理由

図書類の内容が、一から十六までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十七の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、及び著しく犯罪を誘発するため、青年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百三十七号

県営円田二期地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年七月十三日から平成二十二年八月十日まで

三 縦覧場所

蔵王町役場

○宮城県告示第七百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十二年七月十三日

一 処分を行った地区の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石越北部地区

二 処分の年月日

平成二十二年七月七日

○宮城県告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

仙台市青葉区熊ヶ根字小込沢山一、二の一から二の五まで、二の六・五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五の三、七、八、一の一、一の一の二、二の二・一・二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の五、一七、二〇、二二の二、二二の三、二二の七、二二の八、三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小込沢山二の一・二の三・二の六・二二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。（

○宮城県告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

<p>平成二十二年七月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>保安林予定森林の所在場所 東松島市矢本字上館下一一九の二、二二二の四、二二七の一</p> <p>指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法 (一) 主伐は、択伐による。 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。（）</p> <p>○宮城県告示第七百四十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。</p> <p>平成二十二年七月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>保安林予定森林の所在場所 東松島市牛網字別当二七、字雉子抓四四の一</p> <p>指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法 (一) 主伐は、択伐による。 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。（）</p> <p>○宮城県告示第七百四十二号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。</p> <p>平成二十二年七月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 栗原市鷲沢字南郷野山二三の一・二三の二三・二三の二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的 火災の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法 (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (二) 間伐に係るものは次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。（）</p> <p>○宮城県告示第七百四十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。</p> <p>その関係図面は、平成二十二年七月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十二年七月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
---	--

種 道 路 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

県 道	中田栗駒線	栗原市若柳字川北元町裏五四番地先から 同市若柳字福岡谷地畑浦七番一地先まで	平成二十二年 七月十三日 午前十時
-----	-------	--	-------------------------

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 平成二十二年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 三百台
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 契約期間 平成二十二年九月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
 - 4 納入・設置場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本人札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去二年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これらを誠実に履行している者であること。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年八月六日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 庄子 拓臣 電話〇二二・二二一・二四七五）

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年八月六日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を1の場所へ平成二十二年八月六日（金）午後五時までに提出すること。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十二年八月二十三日（月）午後五時まで
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5(一)の開札の日時まで5(二)の開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年八月二十四日（火）午後二時
(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九

十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Lease, installation configuration and maintenance of Information System Division personal computers for the 2010 fiscal year (300).

Period of Contract : From September 16, 2010 to March 31, 2014.

2 Deadline to Submit Bid : August 23, 2010, 5:00 p.m.

3 Place and Time of Bid Selection : August 24, 2010, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room

4 Contact : Takumi Syouji, Network Management Section, Information System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Abata-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 森林情報管理システムに用いる機器類の賃貸借 一式
 - 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 賃貸借期間 平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで
 - 4 納入・設置場所 宮城県農林水産部林業振興課執務室ほか
 - 5 入札方式 条件付一般競争入札（紙入札）とする。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること又は開札の時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得していること。
- 2 入札期日（郵送による入札においては開札日とする。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 3 入札期日において、本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成九年十一月一日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- 4 入札期日において、本県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 保守管理業務体制が整備されていること。
- 6 過去五年（平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで）以内に本調達に類似する契約を締結し、履行した実績を有すること。（以下（一）～（三）の基準をすべて満たすものとする。）
 - （一） 調達物件にはサーバ・クライアント方式に対応した機器の納入を含むこと。
 - （二） 調達物件には、オペレーティングシステム及び必要なアプリケーションソフトのインストールを含んでいること。
 - （三） 調達物件には、周辺機器の接続を含んでいること。

三 物品調達等に係る競争入札参加資格

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十二年八月十六日（月）午後五時までに申請を行うこと。ただし、郵送にて提出する場合は、平成二十二年八月十三日（金）午後五時までに必着のこと。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 宮城県農林水産部林業振興課地域林業振興班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・二九一四）
 - 2 入札説明書の交付期限
 - 平成二十二年八月三日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は平成二十二年七月三十日（金）までに1あて必着のこと。
 - 3 一般競争入札参加資格審査
 - 入札を希望するものは、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成のうえ提出し、本入札の参加資格の審査を受けなければならない。
 - 4 入札書の提出期限及び場所
 - （一） 日時 平成二十二年八月二十日（金）午後五時まで
 - （二） 場所 1に同じ。
 - （三） 提出方法 郵送による場合は、（一）の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の日時までに入札執行場所へ提出できるものとする。
 - 5 入札執行の日時及び場所
 - （一） 日時 平成二十二年八月二十三日（月）午前十時（開場午前九時四十五分）
 - （二） 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十一階北側一〇一会議室
- 五 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 宮城県の財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法

一月あたりの賃貸借料に契約期間月数(六十ヶ月分)を乗じた総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額(以下同じ))を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(契約総額)の百五分の百に相当する金額を入札額欄に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると入札執行者が判断した入札者であつて予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十九号)及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)に基づき条例で定めた長期継続契約として、複数年にわたる賃貸借期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削除があつた場合は、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of hardware and software for the forest management information system (1 set)
- 2 Duration of Contact: From October 1, 2010 to September 30, 2015
- 3 Place of Delivery : Forestry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fishery Department and other offices within the Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadlines for tenders
 - Hand-delivered tenders : August 23, 2010, 10 : 00 a.m.
 - Postal tenders : August 20, 2010, 5 : 00 p.m.
- 5 Place and Time of Bid Selection : August 23, 2010, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government Office building, 11th Floor, 1101 Meeting Room.
- 6 Contact Person : Takahiro Toyokawa, Forestry Promotion Division, Agriculture, Forestry and

Fisery Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-2914

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 七十キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 3 納入期限 平成二十二年八月十七日 午前九時
- 4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十二年七月二十三日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを除く。)であること。ただし、同法に基づいて

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十二年七月二十七日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに

応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課調整班(担当 折居仁 電話〇二二・二二一・二九三四)

2 入札説明書の交付期間 平成二十二年七月十六日から平成二十二年七月二十七日まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年七月二十七日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十二年八月六日午前九時から平成二十二年八月九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十二年八月九日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)(にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十二年八月十日午前十時 宮城県行政庁舎十階 農林水産部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二「介護老人保健施設恵愛ホーム」の項中、「多賀城市大代五丁目一番二号」を、「多賀城市大代五丁目一六番四六号」に改める。

附則

この告示は、平成二十二年七月十三日から施行する。

○宮選管告示第八十九号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

同 郡 同 町一ノ関字臈合山六番地八

富谷武道館

鷹乃杜防災センターの項の次に次のように加える。

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市早股字新田百二十八番八

岩沼市たけくま二丁目十六番七号

House テフB百一号

八巻 隆行

八巻 隆行

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 70 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : August 17, 2010, 9 : 00 a.m.

3 Place of Delivery : Shin-Miyaginaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 9, 2010

5 Contact Person : Hitoshi Ori, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2934

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年七月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市早股字新田百二十八番八
岩沼市たけくま二丁目十六番七号
House テフB百一号
八巻 隆行

(一) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 政党の名称 一以上の住所の数を単位として記す
氏 名 所 在 地 名 称 届 出 年 月 日

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
みんなの党宮城 境	恒春	小野寺和則	桑町小鯖一 八二・四	みんなの党	平成二十二年 六月十四日
(二) その他の政治団体					
国会議員関係政治団体以外の政治団体					
政治団体の名称	代表者氏名	氏名	氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
しがみつる後援会	庄子 哲朗	佐々木貴俊	黒川郡富谷町成田四・一九・九		平成二十二年 六月八日
郷内良治後援会	松浦 道彦	大友きよみ	名取市愛島笠島字上北沢五		平成二十二年 六月十日
○宮選管告示第九十一号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。					
平成二十二年七月十三日					
宮城県選挙管理委員会					
(政党の支部)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
民主党宮城県第6区総支部	安住 淳	(公職の種類) 衆議院議員		参議院議員	平成二十二年 六月三日
自由民主党瀬峰支部	佐々木幸一	代表者 佐々木幸一	円谷 晃一		平成二十二年 六月七日
同	同	主たる事務所の所在地	栗原市瀬峰寺浦 二九・一	栗原市瀬峰下田 九七・一	平成二十二年 六月七日
自由民主党丸森町支部	寺島 英毅	同	伊具郡丸森町金山字町六五・二	伊具郡丸森町小齋字前並一〇四・二	平成二十二年 六月七日
自由民主党利府町支部	渡辺 幹雄	代表者 渡辺 幹雄	赤間 源吉		平成二十二年 六月十四日
同	同	会計責任者 及川 智義	永野 涉		平成二十二年 六月十四日
自由民主党白石市支部	佐藤 英雄	代表者 佐藤 英雄	安藤 俊威		平成二十二年 六月二十一日
自由民主党宮城県自動車整備支部	渡邊 芳博	同	渡邊 芳博	後藤 久幸	平成二十二年 六月二十一日
同	同	会計責任者 渡辺 敏晴	屋代勝二十		平成二十二年 六月二十一日
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
政治団体後援会	橋本 典子	(公職の候補者及び公職の種類)	中野正志、参議院議員	中野正志、衆議院議員	平成二十二年 六月二日
中野正志政経フォーラム	中野 正志	(公職の候補者及び公職の種類)	中野正志、参議院議員	中野正志、衆議院議員	平成二十二年 六月二日
さいとう邦男後援会	竹澤 哲也	主たる事務所の所在地	巨理郡巨理町吉田字板橋一三三・一	巨理郡巨理町字中町東二〇三・一	平成二十二年 六月四日
くまがい大後援会	菅井 茂	代表者 菅井 茂	熊谷 一		平成二十二年 六月七日
同	同	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区宮城野一・四・二八	仙台市宮城野区小鶴一・一〇・二一	平成二十二年 六月七日
さくち文博政経懇話会	菊地 文博	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体の第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十二年 六月十日
仙台市医師連盟	永井 幸夫	(公職の候補者及び公職の種類)	菊地文博、参議院議員	山田 明之	平成二十二年 六月十日
同	同	会計責任者 阿部 信一	青沼 清一		平成二十二年 六月十日
境恒春後援会	宮井 康夫	代表者 宮井 康夫	尾形 和優		平成二十二年 六月十四日
同	同	主たる事務所の所在地	気仙沼市唐桑町小鯖一八二・四	気仙沼市田中前三・七・一〇	平成二十二年 六月十四日
史都多賀城を元気にする会	青木 囃翰	代表者 青木 囃翰	野口 茂光		平成二十二年 六月十四日
宮城県自動車整備政治連盟	渡邊 芳博	同	後藤 久幸		平成二十二年 六月二十一日

同 同 会計責任者 渡辺 敬晴 屋代勝二十 平成二十二年六月二十一日

宮城県石油政治連 野口 春幸 代表者 野口 春幸 佐藤 義信 平成二十二年六月二十三日

同 同 会計責任者 樋野 精一 篠原 清 平成二十二年六月二十三日

○宮選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 解散届出年月日

郷内良治後援会 松浦 道彦 平成二十二年六月十日 平成二十二年六月十日

○宮選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 郷内良治後援会

報告年月日 平成22年6月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○阿頼羅町長選挙第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 郷内良治後援会

報告年月日 平成22年6月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 郷内良治後援会

報告年月日 平成22年6月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 郷内良治後援会

報告年月日 平成22年6月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

中野正志政経フォーラム 中野 正志 公職の種類 参議院議員 衆議院議員 平成二十二年六月二日

きくち文博政経懇話会 菊地 文博 同 参議院議員 宮城県議会議員 平成二十二年六月十日